

は却つて此統一の上に於てその實在性を有するの
 である。是故に精神科學に於ては個體概念に基く
 個性の學問が獨立の基礎とを有する根本的學問と
 して考へることができるのである。自然科學の中
 に於ても生理學や生物學などは統一的發展を論ず
 ると考へられるでもあらうが、此等の統一的概念
 は説明の問題であつて、説明の基礎とはならぬ。
 若し之を説明の基礎として用ゆるならば、一種の
 テレオロジイに陥るであらう。個體概念に基く精
 神科學に於て、比較や分析によつて一般的性質や
 因果の連鎖を明にする事が不必要であるといふの
 ではない。唯單に此等の方法によつて個體知識が
 明にし得るであらうか。余は別に全體の直觀より

出立する綜合的見方がなければならぬと思ふので
 ある。前者は却つて後者の手段と考へることがで
 きる。是故に個體的知識を目的とする精神科學に
 於ては、藝術學と同じき創造的想像の力を要する
 と考へるのである。
 此論は必ずしも歴史に就て論じたのではない。
 歴史とは如何なるものか、歴史に暗き余は何事も
 言ふことはできない。又個體概念と一般概念との
 區別及び關係などについても十分に論じては居ら
 ぬ。唯若し個體的知識を目的とする學問があるな
 らば、右の如きものであつて、而して精神科學の
 中に此の如きものがあり得ると信するのである。

戰國時代以後に於ける甲冑の變革に就て (上)

文學士 江馬 務

一、序 説

本邦甲冑及び武器をその性質により時代を劃すれば、上古より現代に至る迄凡そ五期に分つことを得。第一期は甲冑が上古固有の形式を具備せる時代にして、略支那との國交以前これに屬し、第二期は唐風模倣時代とし、主として唐の綿襖冑、綿甲冑、桂甲等の甲冑が用ひられたる時代にして第一期以後唐との斷交迄の時代即ちこれに屬す。第三期は國風發達時代とも稱すべき時代にして、唐との國交絶つてより從來我が甲冑武器界を風靡したる唐風模倣は爰に國民の覺醒により一頓挫を來し、上古以來存せりし短甲革甲より更に一進化したる新様の甲冑案出せられて參照こ、鎌倉南北朝時代を經、室町時代應仁の亂に及べり。此の間星霜を閲すること約六百載、その前後を通じて盛んに流行したりしは大鎧、胴丸、腹巻等なりとす。是れ等の甲冑はこの長年月の間に形式構造上多少

の變移なきにしも非ざりしも、そは僅かに一小部分に止まり、決して根本的の刷新改革ありしに非ず。かくして遂に永く後世の基範を垂れたり。而して第四期は國風全盛時代とも稱すべき時代にして、應仁の亂後、戰國を以て始まり、安土桃山時代を經て、略江戸時代と其の終末を同じくせり。是實に予が本編に於て論述せんとする時代なり。次に來るべき第五期は専ら泰西の兵制戰法を模倣せる洋風輸入時代にして、明治大正の聖代は正にこれに當れり。

抑本編に述べむとする第四期はさしも永續せる應仁の大亂戢まりてより、室町幕府の權勢は頓に失墜し、又一世を統轄するの力なく、群雄は之れに乗じて各地に割據し、干戈に訴へて互にその輸贏を争ひ、社會の秩序全く破壞せられしも、織豊二氏によりて漸次統一の實なり、遂に江戸三百年の泰平を致したる時代にして、此の間風俗史上の

重大問題は頗る多く一々枚舉に違あらず。これを單に軍事上の方面より觀察するも興味ある事項尠しとせず。嚮きに大類博士が史學雜誌第廿二編第十號に桃山時代の軍事上の變革に就てといへる論文には、その前後の時代にも言及し、所論詳細的確なれば、今更蛇足を添ふ可きに非ず。予は予の專攻上博士が該編に未だ言及せられざりし、戰國時代以後の甲冑に就て聊か管見を叙し、その詳細に涉りては更に他日の發表に譲らむと欲す。

平安朝初期より室町時代應仁の亂に至れる第三期の甲冑は大體に於て平安時代に存せし原型を保守的に踏襲せしものにして、其の間全然根本的變遷を認むるを得ざりき。さはいへ鎌倉末葉より武人間には各自父祖以來多年の經驗に基きて、従前の様式の弱點を改善し、不備を補完せむとする一覺醒起り、漸く甲冑製作上に一小革命を醸成せり(參照二)此の小革命は甲冑史上に徒らに看過すべか

らざることにして、やがて第四期甲冑武器の根本的大革命の先驅と稱することを得べし。

第四期に於ける甲冑の發達を説くに先だち、當時の著用次第を、以前のそれと比較せむに、『義貞記』『體源抄』等に見ゆる古き著用次第は

浴衣(手網)、小袖、大口、引立烏帽子、鉢巻、弓懸、鎧直垂、脛巾、體當、貫、脇楯、籠手、鎧刀、太刀、征矢、弓

ごあり、足利時代に入りては『隨兵之次第事』には白帷子、脛巾、大口、水干、手蓋(弓手)、脛當、膝、鎧、貫、刀、太刀、征矢、鞭、弓、(參照三)

の順となる。然るに戰國以後の最も普通の著用次第は、以前と大なる變動を生じ、『單騎要略』等を見れば、

襦、襦衣、小袖、小袴、脚絆、襪子、草鞋、脛當、膝甲、決拾、籠手、胸兜、胴表帶、袖、兩刀、喉輪、鉢巻、類當、兜、差物、槍。

となれり。これを鎌倉時代と比するも、右圈點のものは當時全くこれなきものにして、戰國以後の

改革を想像するに足るべし、況んや兜胴以下の備品すべて形式構造を異にせるに於てをや。

なほ參考として其他二三の書を引用せむに、『本朝甲劍錄』には

鉢巻、褌、小袖、袴、股引、脚絆、腰當、喉輪、籠手、肩當、佩楯、胴、大小、面、兜、指物、弓

となり、流儀により幾分の異同を示せり。予の所藏せる寫本景興の『著用次第』には籠手を胴に附けし儘著するを記し、(勿論籠手の種別によれど)『具足著用順次双六』は『單騎要略』に同じく、『甲冑著用辨』も多少の異同あり。以上の外禮装には陣羽織を著し、戰場には母衣を擔ひ、采配、軍配團扇等を持ち、雜兵は陣笠を冠り、襯衣、股引、脛中、籠手、胴を著し、刀を差し、鐵砲を携へ、更に輕裝としては全く具足すら著せざることなど、何れも當期の武裝にして、その種類は流儀、統帥者箇人の意志によりて區々なるが(參照四)、この甲冑及び

附屬具一式を網羅して爰に述ぶるは、事餘りに煩雜に過ぐるを以て、今は姑く起原を中古に發せしものにして此の期に及びて特に注目すべき變革ありしものに就てのみ記述することとし、以て當代甲冑附屬具の發達を觀むとす。

參照一、風俗研究一以後拙著平安朝の甲冑に就て

同 二、兜には頭形くわがたにて頭の形に適當なる平面を有する鉢を生じ、鉢の前高き前勝山、後の高き後勢山、天孔の凹める天谷山等起れり、袖には立冠、壺袖(後述)、足に穿つものとして藤鎧ふじよろい佩楯へいけん即ち草摺の下脛當の上に穿つもの)の生ぜしこと等は顯著なる事件とす、試みに鎌倉中期の作なる蒙古襲來繪卷まがひり、南北朝頃作の春日權現驗記かすがのけんげんぎの武人風俗を比較せば思半ばに過ぎむ。

同 三、風俗研究十四所載拙著大鏡著初式及び拙著同寫真集參考ありたし

同 四、甲冑著用圖 雜兵物語等

二、本 說 (上)

本說に於ては『單騎要略』著用次第に基き兜、面

頰、咽喉輪、胴、草摺、袖、籠手、膝鎧、脛當、及び

その附屬具として刀、指物、槍に就て戰國時代以後に於ける武裝の變革を列記すべし。

兜 兜は大圓山形より一轉して鎌倉時代には頭形かぶたかたち作られしが、鉢の形態漸く長大に傾き(參照一)、古き峯昌山(頂高さもの)形は戰國時代には椎形桃形ななこに變じ、始めて天邊に尖端を生じ、因襲久しき兜の星筋天孔は徐々として消滅の運に向へり。當時武人の間には軍器に對する研鑽漸く盛となり、従ひて從來の缺陷を修補せし上に、更に特趣なる新様を案出し、函人も亦これと迎合して好奇心を唆し、兜の形狀は愈出で、愈奇に趨けり。

今之を大別すれば舊式と新式との二派に分れ、新式のを更に類別すれば左の如し。

1 鉢の表面平滑にして長大なるもの

峯界、貝肉、立氣、角先、筆頭、鉢成、無縫成等、

2 従前の如き普通のもの

頭形、大圓山等

3 奇形なるもの

a 鉢の表面に凸凹甚しきもの

靈頭、火焔、雲鉢、一谷、榮螺、十王頭、海老尻、握拳等、

b 上部に羽毛を植うるもの

老頭、野郎、羽頭、カト頭、雞尾等、

以て當時、物象を模するに託して種々の意匠を考案し、中には殆んど奇想天來の妙を極むるものありき(參照二)。當時の武人は好奇心に富み、珍奇の兜を製すれば頓にその名聲を發揮し、且つ主君の御覺わさへいごめでたきこともありしかば、彼等が奇形を出すに腐心せしも亦故ありと謂ふべく、奇形の頻出強ち偶然に非すと謂ふべし。『武蔭叢話』に曰く、關ヶ原合戰の時細川越中守忠興唯一騎にて家康の旗下に來る。彼が兜は山鳥の尾にて銀の天衝の立物あり、遠望すれば宛然舞鶴の如し。家康之を觀て忠興武具の好世に勝れ萬事見事なり。

就中兜と立物の取合せ頗るよしとて、銀の天衝の差物所望ありて、秀忠に賜ひしとあり。一朝兜の爲めに面目を施すこと實に斯の如かりき。

その兜によりて芳名を千載の後にまで竹帛に垂れたるは『武蔭叢話』『常山紀談』等によれば、

「富士山」の加藤嘉

明、「一の谷」の竹中

重治、「鐵蓋ヶ峰」の

柴田勝豊、「唐冠」の

日根野備中守、「十

王頭」の原隠岐守、

「二ノ谷」の明智秀

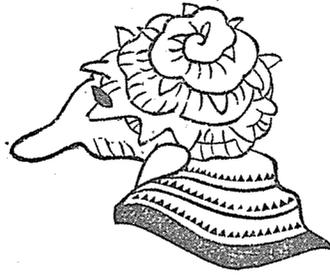
俊、「銀の鯨尾」の蒲

生氏卿、「割蛤」の伏

木久内、「長島帽子」の加藤清正、「角榮螺」の岡野

左内等なり(參照三)。就中富士山といへる兜は鉢を

富嶽に模し、蒔繪にて天女飛揚の状を描きしもの、



角榮螺兜

鐵蓋ヶ峯は一ノ谷、二ノ谷よりも更に高き峯なれば、これ等をも凌駕せむが爲めにとて此の兜を作れりと傳ふ。これ雲表に巍立せる富嶽の如く、弱小を凌駕して天下に雄視せむとする武人の概を語るものなりといふべし。

從來鉢には前立として大星の兜に鍬形シカミ龍頭などを附し、頗る莊重の趣に富みたりしを、此の期には作概ね簡素に過ぎて外觀威儀足らず。されば威儀を顯揚し、且衆人をして注視せしめむとする目的を以て、特趣なる形状を有する前、後、横、天邊の立物を施し、その形大小千差萬別なり。(參照三)

1 天體を模するもの 日輪、月輪(月の中に

も三日月、四日月、八日月、半月等あり)

2 動物を模するもの 兔、蛇、鯉、鯰、鯨、龜、

隼、蝶

3 植物を模するもの 三本柳葉、柏葉、三本

菖蒲

4 器具を模するもの

利劔、御幣、風車、錫杖、團扇、拂子、香車の駒

5 雜

猪ノ目、鍬形、天衝、山形、結留

6 動物の角その儘用ふるもの

牛、犀、鹿

水牛

(參照四)

また浦野若狹守の小水牛、黒田長政の大水牛、福島正則の四股鹿角、豊臣秀吉の四日月及び八日月、矢田作十郎が鯉の前立の兜等は當時の人口に噂爰せし所なりき。この八日月の兜は『武家閑談』によれば聚樂第落成の時日根野織部の献せしものにして、月形は兜の後に立つて月三分の一は隠れ、三分の二は上に出づる仕掛なり。當時利休も石燈籠を献せしが、火袋は同じく八日月形なりき。一人は武道の物好、一人は茶道の物好にて献する所相一致し奇妙なりと世に沙汰せり。鯉の兜は『鳩巢小説』に所持者矢田作十郎の許に阿部四郎五郎と

いへる武士來りて借用を請ひしに、貸せとは生還の下心ある語なり、さる腰拔武士には不相應なりと辭せしに四郎五郎赤面謝罪せし話を載せたり。鉢は古の如く依然として鐵製を用ひ、塗は黒漆もあれど、青漆、朱漆、黄漆、獺漆、鐵錆塗、金銀白檀、總金銀、大小石目塗、小扣塗、緞子塗、龍甲塗等とし、平滑にして彈丸の如る様にし(參照五)、色彩も種々にして外觀の美に留意し、時に蒔繪を施し文様を描き、文字を書することあり(參照六)。吹返は元來形式的のものにして、何等用に供せざるものなれば、此の時代には益縮小して僅に痕跡を留め、眉庇には天草眉庇、卸眉庇を生じ(參照七)、兜を冠りし時眉隱蔽せらるゝが故に、庇に眉形を描き、或ひは打出すなど、滑稽を極めしものあり(參照八)。又從來の鉢は概ね頭の受を缺きしが、此の期の如く兜長大となりては著用に不便なれば受張を作りて受とし、鍔は從來五枚鍔なりしもの、此

の期の簡便主義より二枚鏝、甚しきは一枚鏝となり、割鏝と稱して縦に幾間も割るゝものさへ生せり(參照九)。鏝の形狀は従前の如く饅頭、笠鏝もあれど、鏝の大なるは頸細く見ゆ、殊に笠鏝の如く高く後方に突出しては咽喉を射らるゝ恐あり、されば日根野備中守弘就はその患を防がむが爲め日根野鏝とて、膨らみなく小にして且つ垂直なる鏝を發明し、戰士の間に非常なる賞讃を博しぬ(參照十)。鏝の構造は鐵板素掛若しくは全部鎖鏝を以て當代の特徴となす。時に鉢の下部に長き白或は黒き羽毛を以て蔽ふことあり、これを引廻しといふ。この目的とする所は雨露を防ぎ兼ねて敵を威壓するに在り。(參照十一)

當代に於ける兜の最も機械的なるもの二種あり一を疊兜一名提灯兜といひ、上に杵ありて之れを外せば疊み得るものなり。當時は甲冑保存に容積を可及的減ずるの手段を講じたる結果作られしも

のなるべく、一を廻鉢といひて鉢二重となり、上層が自由に廻轉し得るものなるが、これ命中の彈丸その他機械的打撃を外らす目的なり。(參照十二)元來古來の兜は重きを通性とし、古人も重げを善しとすと論せり。その理由とする所は戰場に出でし時、足元浮きたつを防ぐに利ありと。されど當代は戰場の活動の輕捷を尙ぶこととなりたれば總て甲冑の重量輕減の手段をのみ攻究して江戸時代に及べり。(參照十三)

本期に於ける兜の特質略以上の如し。徳川家康嘗て訓して曰く、小身の武士濬料の具足を威さす時胴籠手等は粗製にするとも兜のみは入念せしめよ。その仔細は討死せし時兜は首と共に敵手に渡るものなればなりと。『常山紀談』に見わたり。兜に就て武士が外觀の美、實質の堅の兼備を期したるは誠に故ありと謂ふべし。

參照一、兜の長大なるは「單騎要略」製作辨によれば寒暑を得

て能く避け、木石に中りて能く堪ふるの利あり、されど砲を
放ち槍刀を舞はずには便少しとあり。されば他方には古の低
き鉢も行はれしなり。

同 二、以上「武具訓蒙圖彙」、「武用辨畧」、「武家重寶記」等に
見ゆ。中にも握拳の如きは人の握拳の鉢にて、奇形の一例な
り。

常山紀談に中村新兵衛といふもの唐冠金縷の冠を著せりと見
ゆ。物好も甚しといふべし。龍野脇坂子爵保管の兜にもこれ
に類するものを先年實見せり。

同 三、立物の大なるを大立物といへり。「平家録」に熊谷忠有
衛金の筋角の二尺斗なる立物を立てしと見ゆ。それよりも
甚しきは「船田後記」に

兜上鉄形皆倍二千常、一短二三尺、長者至三七尺一
蓋隨三脚、劔之舉卑一也

と見ゆるは注意すべし。

同 四、以上の中半月は毛利元就用ひ、「信長記」に、日の丸は
「大友興廢記」に、幣は「大義隆記」に、銀の蝶は「奥羽永慶
軍記」に、風車は「武將感狀記」に、鹿角は「東遷基業」に、
銀首は「異制庭訓往來」に見ゆ。その他は出典略す。予の藏

せる寫本「兵器圖考」、「武用辨畧」等にも略これらの名稱を
擧げたり。

同 五、「單騎要畧作辨」

同 六、「武具訓蒙圖彙」

同 七、天草盾庇は水平のもの、卸庇は鉢の一部に盾庇の含ま
るもの。

同 八、集古十種大森氏藏冑

同 九、一枚鐵、「常山紀談」等記す、割鐵と共に「兵器圖考」共
他にも見ゆ。

同 十、「本朝軍器考頭書」、「本朝軍器考補正」

同 十一、鐵鏡、「相州兵亂記」に見ゆ、引廻し仙臺石原氏藏の
ものにて二三實見せり。

同 十二、疊兜、予の所藏による。廻鉢京都井手氏藏のものに
よる。

同 十三、「慶元軍要錄」

面類 面具は中古以來半猿類の二種ありて、
半首は僅かに額と頬とを、猿類は額と頬とを夫々
掩蔽するに過ぎざりしが、戰國時代には苟くも身
體の露出する所は遣る所なく障蔽するの主義とな

りて、特に全面を蔽ふ鐵面を生じたるも(參照二)、兜を戴く場合には反つて支障となれば、更に鼻以下を蔽ふの面具をも生じ、之れを面頰と稱せり。されども鼻あれば氣息鬱積し、脚下見難く、口を開き、音聲を發し、湯水を飲み難く、心氣晴れず。よりてその缺點を補ひ鼻なく頰願のみを蔽ふ半頰を生じ、鼻は任意に懸脱し得る裝置とせり(參照二)。この面力形式には前述の外に耳の有無、皺の有無多少、齒の有無、髭の有無多少、落露穴の有無、緒鬪釘の位置有無等によりて、各差別を生ずるものなり、その面の表示する容貌は肥瘦、妍醜、温和なる、恐怖すべき、千態萬化、殆んど類別に堪へず。假りに名を命じて翁面、童面、女面、猿面、狐面、魍魎、鬼女、天狗などいふもあり(參照三)。その塗にも鐵鏽、蠟色、花塗、鐵色塗、朱漆、黃漆、金銀、白檀等ありて色彩一定せず。裏は常に朱塗を以て故實とす(參照四)。『單騎』又當世式に鎖にて代用するもありき。

要略』に曰く肥面は柔順に見てよからず、瘦面は勇威ありて最宜しと。思ふに戰士の好みし所はその最も恐怖戰慄すべき面にありしならむ。因みに戰國時代には戰士大に髭を愛し、髭なきを男の片輪面、女面と罵詈し、髭恐ろしげなるを面憎體の髭男とて賞めたり。堂々たる有爲の士小田原城下に髭の爲め相刺せし『慶長見聞集』の記事は誠に吾人に怪疑の情を以て迎へられむとす(參照五)。察するに戰國時代また髭多き面を喜ばれしならむ。さればこれに髭を植ゑ若しくは描くこと多し。天正の頃には馬尾を以てし、江戸時代には熊毛を以てせりといふ(參照六)。また元來面具は始め涎掛無かりしを、從來用ひられ來りし咽喉輪に涎掛あるより、天正の頃之に倣ひて面具にも亦涎掛を作り、面具を著すれば咽喉輪は著用の要なきこととせり(參照七)。涎掛には三枚乃至五枚の垂あるもあれど、

參照一、『中古甲冑製作辨』に小笠原法雲内藤修理の全面の圖あり。軍器考附圖にも亦見ゆれど誤といへり。

同二、『中古甲冑製作辨』、『慶元軍要錄』貞丈雜記、なほ『單騎要畧』には世上行はる、面具の名稱誤れりて、面具すべてを四體二容とし、四體とは面頰(全面を蔽ふ)頰當(鼻以下を蔽ふ)猿頰(頰頰を蔽ふ) 燕頰(頰のみを蔽ふ)をいひ、二容は肥瘦とせり。これらの名は皆人によりて夫々異同あるものなれば、此の書の如く確乎たる理由の下に標準名を命じたるは感謝すべきなり。

同三、その他面具の種類には、南蠻、高麗、越中、播磨、宇多、加賀、小田原等あり。一々の説明を略す。

同四、『單騎要略製作辨』

同五、風俗研究十二、拙稿風俗史上より見たる鑑參考

同六、『中古甲冑製作辨』

同七、『常山紀談』に塙國右衛門所用の頰當に涎掛をつけず、縹地を薄赤く人の面色の如く塗り、頰に鬚を生やせしあり。右は咽喉輪を著して後つくるものかといへり。同品は組州雜賀一といへる名工の作なりと。これ一異例なり。

咽喉輪 鎌倉時代より起る。甲冑に咽喉を防禦

就て

する具なきより之れを加へしものにして、當代また愛用せり。『見聞雜錄』に松下加兵衛が咽喉輪を懸けしことによりて瀕死の命を全くせし事實を記せり。以前の咽喉輪は半月形のものにして、完全



咽喉輪

全に頸部を掩蔽するには尙ほ未だ盡さざる所ありしかば、江戸時代に入りては周輪、領輪、饅頭輪などの各種を創製せられたれど、參照二、元來近世具足には空障の所少なきを

以て多く用ひられざりしのみならず、單騎血戰の士にもあまりに顧られざりしといふ。(參照二)

參照一、以上は『武器訓蒙圖彙』、『單騎要畧』、『兵器圖考』等により。領輪は立襟の如き板金、周輪は袴を以て襟にして、め、垂は丸きもの、饅頭輪は複雑なる形式を有し、中央に咽喉の部を圓く抜き、咽喉と胸にて繋むるものなり。

同二、『單騎要畧』